

国民健康保険・後期高齢者医療保険 人間ドック費用の助成

国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している方へ人間ドック費用の助成を行っています。市と委託契約をしている医療機関で人間ドックを受ける場合、検査費用の7割相当額(4万円を限度)の助成を受けられます。

◆助成対象

▼前回の人間ドックを受けてから概ね1年以上経過している方 ※特定健康診査と人間ドックは検査項目が重複するので、どちらか一方を受診してください
▼国民健康保険被保険者Ⅱ納期

後期高齢者医療制度の障がい認定

65歳から74歳までの方で一定の障がいのある方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

加入することで、現在加入している健康保険(国民健康保険など)に比べて医療機関での窓口負担や保険料の負担が軽くなる場合があります。障害者手帳等をお持ちのうえ、市民課窓口にてご相談ください。

◆加入することができる障がいの程度

- ・身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ・身体障害者手帳4級をお持ちの方で、下肢障害(1号・3号・4号)または音声・言語機能障害に該当する方
- ・療育手帳(重度の区分)をお持ちの方

◆市と契約している医療機関

限までの国保税をすべて納めている30歳以上75歳未満の方
▼後期高齢者医療被保険者Ⅱ納期限までの後期高齢者医療保険料をすべて納めている方
◆手続方法
医療機関に予約後、受診日の10日前までに、予約日・受診するコースの分かるものと印かん・被保険者証を持参して、市民課または白里出張所で申請してください。承認書を交付しますので、予約した医療機関へ提出してください(白里出張所で申請した場合は後日承認書を交付します)。

国保大網病院、浅井病院、さんむ医療センター、国保旭中央病院、塩田病院、公立長生病院、亀田クリニック(亀田健康管理センター)、亀田総合病院附属幕張クリニック、斎藤労災病院、地域医療機能推進機構千葉病院(旧千葉社会保険病院)、千葉ロイヤルクリニクス、ちば県民保健予防財団、千葉メディカルセンター(旧川鉄病院)、ポータルスクエア柏戸クリニック、山之内病院 ※検査内容は医療機関によって異なります。予約をする際に医療機関へ直接ご確認ください。
申・市民課国保年金班
☎0475(70)0334

いきいき元氣クラブに参加しませんか

自宅でも簡単にできる運動や「ロコモ体操」を紹介している「いきいき元氣クラブ」

を、好評につき9月から毎週木曜日に大網白里アリーナでも開催しています。気軽に参加を動かしてみませんか。
▼日時 毎週(木)9時30分~10時30分(10月の予定 13日・20日・27日) ※申し込み不要、直接会場にお越しください
▼会場 大網白里アリーナ

生活サポーター養成研修会に参加しませんか

生活サポーターとは、地域にお住まいの高齢者のちょっとした家事などの困りごとの手助けをする住民参加型サービス等の担い手です。

高齢者の支援に必要となる基礎知識を身に付けるための研修会を開催します。

▼日時
11月21日(月)13時15分~16時30分
11月22日(火)9時30分~16時30分
※昼食は各自でご用意ください
▼会場 中央公民館2階講義室
▼内容 Ⅱ介護予防・日常生活総合事業、生活サポーターの基本理解など
▼対象 Ⅱ市内に住所を有する18歳以上の方
▼募集人数 Ⅱ先着20人
▼申込締切 Ⅱ11月11日(金)
▼申込方法 Ⅱ社会福祉協議会の窓口または電話で申し込み
申・市民課国保年金班
☎0475(70)0334

千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課
☎043(308)6768

いきいきクラブ 参加者募集

今の健康を保ち、若々しい体作りのための運動をしませんか。自宅でもできる簡単な運動指導のほか、栄養・口腔機能向上のための講話を定期的に行います。

運動開始前には、健康チェック(血圧、脈拍等)も行います。ぜひ、この機会に参加してみませんか。

- ▶実施日=別表のとおり
- ▶時間=9時30分~11時30分
- ▶会場=農村環境改善センターいずみの里
- ▶対象=市内に住所を有する65歳以上の方
- ▶募集人数=25人
- ▶内容=自宅でも簡単に楽しみながらできる運動や栄養・口腔機能向上のための講話等(2時間程度)
- ▶持ち物=水分補給のための飲み物、汗拭きタオル、運動ができる服装と靴で参加
- ▶申込方法=高齢者支援課の窓口または電話にて申し込み
- ▶参加費=無料
- ▶その他=会場までの交通手段の無い方はご相談ください

◆11月コース実施日 ※実施日は全て水曜日

11月	2日・9日・16日・30日
12月	7日・14日・21日
平成29年1月	11日・18日・25日
平成29年2月	1日・8日

申・市民課国保年金班
☎0475(70)0332

ねんきんナビ

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同じように「社会保険料控除」として、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

また、ご自分の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん、不慮の事故など万一のときにも心強い制度です。保険料の納め忘れのないようきちんと納めましょう。

◆控除の対象

平成28年1月~12月までに納めた国民年金保険料全額 ※過年度分や追納された分も含まれます

◆控除を受けるには

社会保険料控除を受けるには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書や保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

◆控除証明書の送付

1月1日~9月30日までに保険料を納付された方は、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。申告書の提出の際は、証明書または領収証書を添付してください。
※10月1日~12月31日までに、今年のはじめて保険料を納められた方へは、平成29年2月上旬に送付されます

問千葉年金事務所
☎043(242)6320
市民課国保年金班
☎0475(70)0334

高齢者の相談窓口 地域包括支援センターだより

~成年後見制度とは~

成年後見制度とは認知症等により判断能力が不十分な方々を法律や生活の面で保護したり、支援したりする制度で、大きく分けて次の2種類があります。

◆任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ元気な時に支援してくれる方を決めておく制度です。支援してくれる方と将来お願いしたい支援内容を決め、あらかじめ任意の契約を行います。契約は「公証役場」で「公正証書」として結び、将来支援する予定の方の呼び名は「任意後見受任者」となります。

◆法定後見制度

判断能力が不十分になった方のために家庭裁判所が援助者を選び、本人を保護する制度です。例えば、預貯金の払い戻し、施設との入所契約を結びたい時、重要な財産(土地など)の処分をしたい時や、被害にあった契約を取り消したい、という場合に利用できます。

本人の判断する能力に応じて、①後見(普通の買い物もできない人)、②保佐(普通の買い物はできるが重要な行為はできない人)、③補助(重要な取引行為を一人で行うことが不安な人)の3種類があります。支援する方の呼び名はそれぞれ、①成年後見人、②保佐人、③補助人となり、支援する方の権限が異なります。

利用するためには本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ「申立て」を行います。住所地が大網白里市の場合、「千葉家庭裁判所 八日市場支部」が管轄です。申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族など(親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、配偶者の親など)に限られます。必要な書類は裁判所のホームページよりダウンロードできます。

地域包括支援センターでは、成年後見制度の説明等を行っています。まずはお気軽にご相談ください。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています

自宅等に訪問することもできますので、お気軽にご相談ください。

問地域包括支援センター
☎0475(70)0439
FAX 0475(70)1093
在宅介護支援センターおおもみ緑の里
☎0475(73)5146
在宅介護支援センター杜の街
☎0475(70)1666